

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

- 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号） · · ·
 - 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号） · · ·
 - 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号） · · ·
 - 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号） · · ·

○国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）抄（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（無償貸付）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 各省各庁の長は、法第二条第二項第六号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付けを行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設につては、その該当することとなつた日）から平成三十三年三月三十日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設につては、その該当しないこととなつた日の前日）までの間</p>	<p>（無償貸付）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 各省各庁の長は、法第二条第二項第六号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付けを行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設につては、その該当することとなつた日）から平成二十八年三月三十日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設につては、その該当しないこととなつた日の前日）までの間</p>

改 正 案

現 行

附 則

（自治行政局の所掌事務の特例）

第四条 （略）

2 （略）

3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

				期 限	
				平成二十五年三月三十一日	事 務
				平成二十六年三月三十一日	(略)
				平成二十七年三月三十一日	(略)
				平成二十八年三月三十一日	(略)

附 則

（自治行政局の所掌事務の特例）

第四条 （略）

2 （略）

3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

				期 限	
				平成二十五年三月三十一日	事 務
				平成二十六年三月三十一日	(略)
				平成二十七年三月三十一日	(略)
				平成二十八年三月三十一日	(略)
				過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

			平成二十九年三月三十一日	(略)
			平成三十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
			平成二十九年三月三十一日	(略)
			平成二十九年三月三十一日	(略)
4 (略)	2 (略)	3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、平成三十三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。	3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。	第十五条 (略)
4 (略)	2 (略)	3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。	3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。	第十五条 (略)

		改 正 案			附 則 (農村振興局の所掌事務の特例)	
					第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	
		期 限	事 務		附 則 (農村振興局の所掌事務の特例)	
平成二十九年三月三十日	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)	平成二十五年三月三十一日	(略)	第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
平成二十九年三月三十日	(略)	平成二十七年三月三十一日	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)	第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
平成二十九年三月三十日	(略)	平成二十八年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。	現 行	

平成三十三年月

三十一日

過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）抄（第四条関係）

改 正 案

附 則

（国土政策局の所掌事務の特例）

第一条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 务		
平成二十五年三月三十日	（略）	（略）	（略）
平成二十六年三月三十日	（略）	（略）	（略）
平成二十七年三月三十日	（略）	（略）	（略）
平成二十八年三月三十日	（略）	（略）	（略）

現 行

附 則

（国土政策局の所掌事務の特例）

第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 务		
平成二十五年三月三十日	（略）	（略）	（略）
平成二十六年三月三十日	（略）	（略）	（略）
平成二十七年三月三十日	（略）	（略）	（略）
平成二十八年三月三十日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	（略）	（略）

平成二十九年三月三十日	(略)			
平成三十三年三月三十日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。			
平成二十九年三月三十日				
平成三十三年三月三十日	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。			

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)

第八条 国土政策局地方振興課は、第六十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

平成二十九年三月三十日	(略)			
平成二十九年三月三十日	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。			
平成二十九年三月三十日				
平成二十九年三月三十日				

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)

第八条 国土政策局地方振興課は、第六十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

(水管理・国土保全局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例)

第十四条の三 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課は、第一百一条各号に掲げる事務のほか、平成三十三年三月三十一日までの間、過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。

(道路局環境安全課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局環境安全課は、第一百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務	
平成二十七年三月三十一日	(略)	
平成三十三年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること	

(水管理・国土保全局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例)

第十四条の三 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課は、第一百一条各号に掲げる事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。

(道路局環境安全課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局環境安全課は、第一百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務	
平成二十七年三月三十一日	(略)	
平成二十八年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること	